

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月21日		
条例の題名	三重県中小企業調停審議会設置条例		公 布 日	昭和34年3月17日	
条 例 番 号	昭和34年三重県条例第2号		直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	雇用経済部金融経営課		電 話 番 号	059-224-2534	
条例の概要	中小企業団体の組織に関する法律第81条に基づき、三重県中小企業調停審議会の設置を定めるものである。			条例の 類型	その他
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	現在運送業界において、荷主との団体協約についての検討が行われるなど、今後も当該審議会の必要性がある。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	中小企業団体の組織に関する法律第81条及び中小企業等協同組合法第9条の2に、県の調停等にかかる審議会設置が定められており、今後も審議会の存在は必要であることから、公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定により、審議会等の附属機関は条例で設置について定める必要がある。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	中小企業団体の組織に関する法律第81条及び地方自治法第138条の4第3項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	条例を廃止すると、調停等の申請があった場合に、審議会設置の条例制定が必要となり、迅速に対応できない。		
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	審議会の組織等については、中小企業団体の組織に関する法律に規定されている。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	該当なし			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	あっせん又は調停の申請があった事業協同組合等にも効果が発生する。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし			
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点 検 結 果 ・ 見 直 し	理 由	特 記 事 項		見直しに 関する規 定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。		無	無